

防装調第907号
 49. 3. 8
 一部改正 防装調第2182号
 4. 4. 9
 一部改正 防管装第2182号
 13. 1. 6
 一部改正 防経装第7527号
 18. 7. 31
 一部改正 防経装第247号
 19. 1. 9
 一部改正 防経装第8312号
 19. 8. 30
 一部改正 防経装第4228号
 20. 4. 2
 一部改正 防文官(事)第18号
 27. 10. 1
 一部改正 防装庁(事)第113号
 30. 3. 29
 一部改正 防装庁(事)第106号
 令和5年3月31日
 一部改正 防装庁(事)第240号
 令和5年6月30日
 一部改正 防装庁第720号
 令和6年9月10日

大臣官房長
 施設等機関の長
 各幕僚長
 情報本部長殿
 防衛監察監
 各地方防衛局長
 防衛装備庁長官

事務次官

装備品等及び役務の調達実施に関する訓令の制定に伴う方針等及び同訓令の運用について(通達)

標記について、下記のように定めたので遺漏のないように措置されたい。

記

第1 訓令の制定に伴う方針等

装備品等及び役務の調達については、従来、調達実施本部の調達実施に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第13号）及び輸入品の調達に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第47号）により実施されていたところであるが、近年における装備品等及び役務の調達量の増大及び質の高度化並びに内外の経済情勢の変化等に対応し、業務の円滑な推進及び適正な配分をはかるため、今回装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「訓令」という。）を制定し、調達の基本的事項について定めたものである。

- 1 この訓令の運用にあたっては、第2項に定めるところによるものとするが、大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、調達品目の増加及び調達限度額の引上げに伴う調達範囲の拡大に対処するため、特に次の点に十分配慮して調達業務の適正な運営を図るものとする。こと。
 - (1) 大臣官房等及び防衛装備庁の相互間における調達価格の不均衡を生じないように訓令第8条第3項の規定に基づき、防衛装備庁から送付される資料の外大臣官房等相互間において適宜調達に関する情報を交換し、これら資料等を活用して、適正な予定価格の算定につとめるよう指導すること。特にこの訓令の制定に伴い新たに大臣官房等及び防衛装備庁において調達することとなったものについては留意すること。
 - (2) 部隊等における調達については、一般競争契約によりがたい場合にあっては、防衛装備庁における指名競争契約、随意契約方式適用の実績及び審査方式を参考とするとともに、契約に係る審査会の設置等の方策を講ずるよう指導すること。
 - (3) 部隊等の調達担当職員に対する調達業務についての教育及び研修の充実に努めるとともに、これらの職員に対する会計監査担当職員による契約業務に関する指導を一層強化せしめるよう指導すること。
 - (4) 大臣官房長等は、装備品等及び役務の調達の実施に関し、防衛装備庁長官から照会及び改善等の申し入れがあった場合には、これに応ずること。
- 2 (1) 防衛装備庁長官は、指名随契審査会付議案件及び随意契約による防衛大臣承認案件についての内容審査を今後とも一層充実するよう努めるものとする。こと。
 - (2) 防衛装備庁長官は、大臣官房等の調達担当職員に対し調達業務の指導を行うとともに、大臣官房等の行う調達業務についての教育及び研修に積極的に協力するものとする。こと。

第2 訓令の運用について

1 大臣官房長等に関する事項

(1) 調達委託（訓令第3条、第4条及び第6条関係）

大臣官房長等は、訓令別表に掲げる装備品等及び役務のうち、（目）庁費で支出する経費で購入するもの及び同別表に掲げる装備品等及び役務以外のものであっても次の各号に掲げるものについては、できるだけ防衛装備庁長官に調達を委託すること。

この場合、事前に防衛装備庁関係各課等と十分に調整し、計画的な調達の委託につとめること。

ア 特別の事由により調達が困難なもの

イ 過去の調達実績等に鑑み地域的格差の著しいもの

ウ 一元的調達を行うことが著しく有利と考えられるもの

(2) 緊急調達等（訓令第5条関係）

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、緊急に装備品等及び役務の調達が必要である場合又はその他特別な事情があつて防衛大臣の承認を受けた場合には、訓令別表に掲げる装備品等及び役務であっても調達を実施することができるが、金額的には、特段の限度額が設けられていないことに鑑み、その適用に当たっては慎重に処理すること。特に緊急調達は、次に掲げる部隊支援上緊急を要する場合等特殊な場合に限定して適用すること。訓令第5条第2項に定める報告については、別紙様式によるものとする。また、特別な事由により防衛大臣の承認を得て調達した場合のものにあつては、事由が消滅したときには、直ちにその旨防衛大臣に報告すること。

ア 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動に関する調達

イ 故障修理又は安全対策に係る調達

ウ その他部隊支援上必要な調達

(3) 大臣官房長等及び防衛装備庁長官相互間の協力（訓令第7条関係）

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、調達しうるものについて他の大臣官房長等又は防衛装備庁長官に調整を委託しなければ当該装備品等及び役務の調達が困難であると認められる場合は又は委託して調達した方が合理的であると認められる場合は、これを他の大臣官房長等に委託して調達を実施することができるものとする。この場合には、相互に事前に十分調整し、計画的な調達の委託に努めるものとする。

(4) 調達基本計画の作成（訓令第9条関係）

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、調達基本計画の作成に当たっては、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条第1

項第 4 号に規定する「年度業務計画」及び必要がある場合に別途指示する装備品等又は役務の調達に関する方針等に基づき作成するとともに、当該計画の内容について、その作成時点において当該計画に基づく調達が実行可能なものとしなければならないものとする。年度途中において当該年度業務計画又は別途指示した方針等により難い事由が生じ当該調達基本計画の変更を行う必要がある場合には、個別に防衛装備庁関係各課等と調整のうえ当該調達基本計画の変更を行うものとする。

尚、調達基本計画を定める事案がない場合には、調達基本計画を作成しなかった旨の報告は必要ない。

(5) 調達要求等（訓令第 11 条及び第 12 条第 1 項関係）

ア 大臣官房長等は、防衛装備庁長官に調達要求を行う場合には、調達要求に係る装備品等の仕様、予算等に関し、事前に防衛装備庁長官と十分な調整を行った上で調達要求するよう努めるものとする。特に仕様書等については、その作成段階から相互に意見交換を行うよう努めるものとする。

イ 大臣官房長等は特別の事由により、所定の時期に防衛装備庁長官に調達要求ができない場合には、調達要求に先立って防衛装備庁長官に対し、当該調達の準備のために必要な資料を送付することができる。

2 防衛装備庁長官の調達

(1) 訓令第 3 条第 1 項第 2 号に定める「適正かつ効率的な遂行が求められる調達」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいうものとする。

ア 大臣官房等及び防衛装備庁のうち複数の機関等において同一の仕様の装備品等又はファミリー化された装備品等を調達要求することが見込まれ、かつ、組織横断的な観点から防衛装備庁において遂行することが望ましい調達

イ P B L（Performance Based Logistics）を導入した調達、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく調達又は特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成 27 年法律第 16 号）に基づく調達その他の特別な調達であって、かつ、組織横断的な観点から防衛装備庁において遂行することが望ましい調達

ウ 契約に特別の条件が付されることが想定されるため、防衛省の内外において関心が高い調達であって、かつ、組織横断的な観点から防衛装備庁において遂行することが望ましい調達

エ 上記以外の事由に基づき、適正かつ効率的な遂行が求められる調達

(2) 調達受託等（訓令第 6 条及び第 11 条関係）

ア 防衛装備庁長官は、前記第 2 の 1 の(1)の各号に該当するものとして大臣官房長等から装備品等又は役務の調達の申し込みを受けた場合には、効率性等

(効率性、経済性及び公正性)を考慮して特別に支障のない限りこれを受託するよう努めるものとする。

イ 防衛装備庁長官は、前記第 2 の 1(5)のイに基づき大臣官房長等から送付された調達準備のために必要な資料に基づき指名随契審査会への付議及び随意契約の防衛大臣承認について、所要の手続きを進めることができるものとする。

(3) 契約金額充当の通知 (訓令第 12 条第 2 項関係)

防衛装備庁長官は、訓令第 12 条第 2 項の規定に基づき、示達残額を充当して契約を行った場合は充当した当該契約に係る調達要求書の番号及び件名並びに充当金額を調達要求者に対してすみやかに通知すること。

(4) 指名随契審査会の審査 (訓令第 15 条関係)

次の 1 に該当する装備品等又は役務の調達に係る契約方式及び相手方の選定については、形式的審査に陥りやすいおそれがあるので、防衛装備庁長官は指名随契審査会に諮問するにあたって十分注意するものとする。

ア 公募の結果によるものとされているもの

イ 技術提携によるものとされているもの

ウ その他法令により限定されているとされているもの

(5) 随意契約における防衛大臣の承認又は報告 (訓令第 16 条関係)

ア 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、訓令第 16 条に規定する随意契約に関する防衛大臣の承認又は報告については、防衛装備庁長官が定める要領により実施するものとする。

イ 訓令第 16 条第 1 項第 1 号に規定する「本体の供給先」とは、装備品等の本体、部品若しくは付属品の製造者又は装備品等の本体、部品若しくは付属品に関連する役務の提供者若しくは試作研究の実施者とし、流通業者は含まないものとする。

ウ 訓令第 16 条第 1 項第 22 号に規定する「一定の要件」とは、作業効率化促進制度(作業効率化促進制度について(防経装第 4626 号。25. 3. 29)第 2 項第 5 号に規定する作業効率化促進制度をいう。)の適用を受ける契約の相手方が、同通達第 4 項第 4 号ア若しくはイのいずれかの要件を満たすこと又はインセンティブ契約制度(インセンティブ契約制度について(防経装第 9132 号。25. 6. 28)第 2 項第 12 号に規定するインセンティブ契約制度をいう。)の適用を受ける契約の相手方が、同通達第 8 項第 2 号ア若しくはイのいずれかの要件を満たすことをいう。

3 調達資料等の収集及び送付

(1) 調達に必要な資料収集 (訓令第 8 条第 1 項関係)

訓令第 8 条第 1 項の規定に基づき防衛装備庁長官及び地方防衛局長が調達を行い当該調達の結果作成すべき資料及び収集すべき資料は次に掲げるものとする。

- ア 価格調査報告書
- イ 経费率算定調書
- ウ 契約相手方の指名又は選定の実績資料及び落札実績等の資料
- エ 監督検査実績資料
- オ 契約相手方から提出された積算資料
- カ 材料等を販売する会社の価格資料
- キ 官公庁等の発行する統計資料及び価格資料
- ク 監督検査に活用しうる官公庁等の資料
- ケ その他調達に必要な資料

(2) 調達に必要な資料送付（訓令第 8 条第 3 項関係）

大臣官房長等は、自ら行う調達に必要な資料等を積極的に防衛装備庁長官に要求するものとし、防衛装備庁長官はこれに応じ必要な資料を送付するものとする。

(3) 資料等送付の調整

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、業務の簡素化のため資料を送付する時期、送付する窓口等必要な事項を調整の上、あらかじめ定めておくものとする。

4 調達実績の管理体制

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、調達実績について、防衛省本省の内部部局及び防衛装備庁関係各課等からの照会等に、迅速かつ効率的に対応できるよう、調達実績の電子計算機等による効率的な管理体制の整備に努めること。

5 訓令別表関係

(1) 別表に掲げる装備品等の調達にあたり、据付調整を含めて調達することが適切な場合は、当該据付調整も含まれているものとする。ただし、当該据付調整が、建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に定める建設工事をいう。）に該当するものである場合（装備品等の調達（請負に限る。）と一体不可分である等の理由により調達の分割ができない場合を含む。）は建設工事に関する法令等に従うものとする。

(2) 別表中役務の「高段階」とは、定期修理、オーバーホール及びこれに相当するものをいうものとする。

(3) 別表中役務の「有償援助による調達に伴う輸送」には、大臣官房等において

有償援助により実施される調達に伴う輸送は含まないものとする。

- (4) 注 4 の別表に記載されているとみなされる「構成品」とは、複数の組部品から構成されるもので、最終品目又はセットを構成するものとする。
- (5) 注 6 の「情報システムの整備（新規開発、機能追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう。）に係る調達」のうち、ソフトウェア（改修を除く。）は、契約の形態（製造請負、役務、売買、賃貸借等）を問わず、別表に掲載されているものとみなすこと。「改修」には、既存システムに対するサブシステム等の追加は含まないものとする。注 6 のただし書きを適用するにあたっては、事前に防衛装備庁関係各課等と十分調整するものとする。